

# 遊漁船の利用について

船舶により釣り客を釣り場に案内する事業を行うためには、遊漁船業の適正化に関する法律(略称:遊漁船業法)の規定に基づき、北海道知事の登録を受けなければなりません。

遊漁船を利用する場合は、登録を受けた船かどうかを確認してください。

また、船内では、船長(遊漁船業務主任者)の指示に必ず従いましょう。

## 登録を受けた遊漁船の確認方法

確認事項	内容	掲示場所	掲示例
船体表示	登録を受けた遊漁船業者は、道から通知された4ケタの登録番号(掲示例のとおり)を遊漁船に表示しなければなりません。	遊漁船の左右両舷	北海道××××
登録票	登録を受けた遊漁船業者は、必要事項を記載した登録票を掲示しなければなりません。	営業所遊漁船	下記のとおり ↓

## 船長(遊漁船業務主任者)からの指示事項の例

- ・利用者名簿への記入
- ・乗客数の制限(定員以上は乗船させることができない)
- ・救命胴衣の着用
- ・飲酒の禁止、酩酊者の乗船拒否
- ・迷惑行為の禁止
- ・採捕の制限(禁止区域、漁具の付近等)

遊漁船業者登録票	
氏名又は名称	北海 太郎
登録番号	北海道××××
登録の有効期間	○年○月○日から ○年○月○日まで
営業所の所在地	北海道札幌市 北3条西6丁目
遊漁船の名称	北海丸
遊漁船業務主任者の氏名	北海 太郎
損害賠償措置の保険期間	○年○月○日から ○年○月○日まで

## ★遊漁船業者及び遊漁船業務主任者の皆様へ！

### 1. 遊漁船登録の更新について

遊漁船業者の登録は、5年ごとに更新しなければ効力を失い、遊漁船業を営むことができなくなりますので、ご自分の登録年月日をご確認のうえ、有効期間満了日の30日前までに更新の申請をしてください。

例)登録年月日:令和5年6月30日→有効期間満了日:令和10年6月30日

### 2. 遊漁船業務主任者の更新講習について

遊漁船業務主任者講習の修了証明書の有効期限は、修了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年1月1日から5年となっていますので、有効期間満了前に更新の講習を受講しなければなりません。

ご自分の修了証明書の交付年月日をご確認のうえ、必ず受講してください。

講習の日程については、水産庁のホームページなどでお知らせしますので、ご確認ください。  
(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/what/kouza.html>)

### 3. 損害賠償措置の保険加入について

遊漁船業者は、利用者1人あたりの補限度額が3千万円以上の保険又は共済に加入しなくてはなりません。営業時に保険が切れていることがないよう、保険・共済期間満了等には十分注意してください。

また、保険・共済の更新等による加入期間変更など、登録事項に変更があった際は、変更があった日から30日以内に登録事項変更届出書を提出してください。

# ミニボートの利用について

船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要であるミニボートは、手軽に楽しめる一方で、転覆や機関故障等の海難事故も増加しています。

海や湖に出れば、他の船舶と同様に海上・水上の交通ルールが適用されますので、海や船のことはしっかり確認した上で利用しましょう。

## 出航前の確認事項

- ①天候・海況の把握は万全か(無理は禁物です)
- ②ライフジャケットは着用しているか
- ③燃料は満タンになっているか
- ④他船に視認してもらう目印となる旗を高い位置に掲げたか
- ⑤トラブルに備えオール、ロープ、バケツは積み込んだか
- ⑥携帯電話の防水対策は行ったか
- ⑦荷物を積み過ぎていないか(重すぎると水が入りやすくなり危険です)



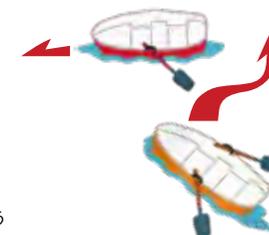
## 操船中の注意事項

- ①真横からの波を受けないよう注意しましょう(転覆しやすくなります)
- ②船上で立ってはいけません(船内移動は低い姿勢で動きましょう)
- ③波には弱いので、波が高くなったら早めに帰港しましょう
- ④岸の近くで乗しましょう(出港地から2km以内が目安です)
- ⑤船行・操業中の漁船や漁具には近づかない
- ⑥衝突の危険があるため密集しない
- ⑦人が泳いでいる水域には近づかない
- ⑧天候急変の予兆を読み取りましょう
- ⑨常に周囲に目を配りましょう(後方の見張りも忘れずに)
- ⑩日没前に帰港しましょう(全周灯を点灯しても他船から見えにくく危険です)



## 海上・水上の交通ルールと海でのマナー

- ①基本は右側通行
- ②港の出入り口では出航する船が優先です。待ってから入港しましょう。
- ③「相手の船を右側に見る船」が相手の船を避けましょう
- ④多数の船が航行する航路に留まらない
- ⑤お酒に酔った状態で操船しない
- ⑥ゴミは必ず持ち帰りましょう
- ⑦ミニボートを流出した場合は海上保安庁に連絡しましょう



ミニボートの適正利用については、上記の他、次のホームページをご覧ください。  
<https://www.mlit.go.jp/maritime/senpaku/miniboat/>